資料５

■新旧対照表

新	旧
（P表紙） **伊賀市歴史的風致維持向上計画** 令和5年3月	（P表紙） **伊賀市歴史的風致維持向上計画** 令和4年3月

■新旧対照表

新	旧
（P表紙）	（P表紙）
第５章　文化財の保存・活用に関する事項	第５章　文化財の保存・活用に関する事項
１．文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画……179	１．文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画……179
２．文化財の修理（整備含む）に関する方針及び具体的な計画……180	２．文化財の修理（整備含む）に関する方針及び具体的な計画……180
３．文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画……180	３．文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画……180
４．文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画……181	４．文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画……181
５．文化財の防災に関する方針及び具体的な計画……182	５．文化財の防災に関する方針及び具体的な計画……182
６．文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画……184	６．文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画……184
７．埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画……185	７．埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画……185
８．文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制の現状と今後の方針……185	８．文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制の現状と今後の方針……185
９．文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画……186	９．文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画……186
第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項
１．基本的な考え方……188	１．基本的な考え方……188
２．歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業……190	２．歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業……190
第７章　歴史的風致形成建造物の指定	第７章　歴史的風致形成建造物の指定
１．歴史的風致形成建造物の指定方針……221	１．歴史的風致形成建造物の指定方針……216
２．歴史的風致形成建造物の指定基準……221	２．歴史的風致形成建造物の指定基準……216
３．歴史的風致形成建造物の指定の対象……221	３．歴史的風致形成建造物の指定の対象……216
４．歴史的風致形成建造物の管理の指針……222	４．歴史的風致形成建造物の管理の指針……217
５．指定された歴史的風致形成建造物……223	５．指定された歴史的風致形成建造物……218
６．歴史的風致形成建造物の指定候補……227	６．歴史的風致形成建造物の指定候補……222

■新旧対照表

新

(P4)

（1）伊賀市歴史的風致維持向上協議会

伊賀市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議ならびに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行い、歴史的風致の維持又は向上に資する取り組みや、計画の推進状況の報告・評価に関すること等を所掌するため、歴史まちづくり法第 11 条に基づく「伊賀市歴史的風致維持向上協議会」を平成 26 年（2014）11 月 1 日に設置した。

役職	名前	所属
会長	菅原 洋一	三重大学名誉教授
副会長	浅野 聡	國學院大學観光まちづくり学部 教授
委員	松生 龍治	上野西部地区住民自治協議会 会長
委員	橋本 勝郎	阿保地区住民自治協議会 会長
委員	黒川 哲也	島ヶ原地区まちづくり協議会 副会長
委員	滝井 利彰	伊賀市文化財保護審議会 会長
委員	伊藤 裕偉	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 副参事
委員	小野 朋子	三重県県土整備部都市政策課 課長
委員	滝川 博央	伊賀市教育委員会事務局 事務局長
委員	堀 久仁寿	伊賀市産業振興部 部長
委員	山本 学	伊賀市建設部 部長
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	石橋 隆史	国土交通省中部地方整備局 建政部 都市整備官

（令和 5 年(2023) 4 月 1 日現在）

（2）伊賀市歴史的風致維持向上計画策定及び推進庁内検討会議

本計画の策定に向けて、必要な事項を検討し、計画の策定及び計画による実施事業を一体的かつ円滑に推進することを目的に、平成26年 9 月 1 日に「伊賀市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会議」を設置し、庁内の連絡調整、実施事業の調整、計画の進行管理、計画の変更など本計画及び計画による事業の推進に必要な調整を行ない、平成30年度から「伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議」を開催している。

部	課
企画振興部	総合政策課
	文化振興課
財務部	財政課
地域連携部	伊賀支所
	阿山支所
	大山田支所
	島ヶ原支所
	青山支所
産業振興部	農林振興課
	農村整備課
	商工労働課
	観光戦略課
	中心市街地推進課

- 4 -

旧

(P4)

（1）伊賀市歴史的風致維持向上協議会

伊賀市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議ならびに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行い、歴史的風致の維持又は向上に資する取り組みや、計画の推進状況の報告・評価に関すること等を所掌するため、歴史まちづくり法第 11 条に基づく「伊賀市歴史的風致維持向上協議会」を平成 26 年（2014）11 月 1 日に設置した。

役職	名前	所属
会長	菅原 洋一	三重大学名誉教授
副会長	浅野 聡	三重大学大学院工学研究科建築学専攻 教授
委員	松生 龍治	上野西部地区住民自治協議会 会長
委員	橋本 勝郎	阿保地区住民自治協議会 会長
委員	黒川 哲也	島ヶ原地区まちづくり協議会 副会長
委員	滝井 利彰	伊賀市文化財保護審議会 会長
委員	伊藤 裕偉	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 副参事
委員	林 宗憲	三重県県土整備部都市政策課 課長
委員	滝川 博央	伊賀市教育委員会事務局 事務局長
委員	堀 久仁寿	伊賀市産業振興部 部長
委員	山本 学	伊賀市建設部 部長
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	石橋 隆史	国土交通省中部地方整備局 建政部 都市調整官

（令和 4 年(2022) 4 月 1 日現在）

（2）伊賀市歴史的風致維持向上計画策定及び推進庁内検討会議

本計画の策定に向けて、必要な事項を検討し、計画の策定及び計画による実施事業を一体的かつ円滑に推進することを目的に、平成26年 9 月 1 日に「伊賀市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会議」を設置し、庁内の連絡調整、実施事業の調整、計画の進行管理、計画の変更など本計画及び計画による事業の推進に必要な調整を行ない、平成30年度から「伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議」を開催している。

部	課
企画振興部	総合政策課
	文化交流課
財務部	財政課
産業振興部	農林振興課
	農村整備課
	商工労働課
	観光戦略課
	中心市街地推進課
建設部 建設部長（副議長）	企画管理課
	道路河川課
	都市計画課

- 4 -

資料５

■新旧対照表

新

（P5）

部	課
建設部　建設部長（副部長）	建設管理課
	道路河川課
	都市計画課
	建築課
	住宅課
	住宅課空き家対策室
	企業用地整備課
消防本部	消防総務課
上下水道部	水道工務課
	下水道課
地域振興部	伊賀支所
	阿山支所
	大山田支所
	島ヶ原支所
	青山支所
教育委員会事務局　事務局長（部長）	文化財課（事務局）

（令和５年(2023)４月１日現在）

３．計画策定・進行の経緯

平成25年度	10月	歴史まちづくり計画策定取り組み開始
	12月４日	国土交通省中部地方整備局による歴史まちづくり説明会・現地視察
	２月７日	伊賀市文化財保護審議会で取り組み説明
	２月19日	伊賀市議会議員全員協議会で取り組み説明
平成26年度	９月１日	第１回伊賀市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会議開催
	12月25日	第１回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	３月３日	第１回ワーキンググループ会議開催
平成27年度	４月16日	第２回ワーキンググループ会議開催
	５月19日	第３回ワーキンググループ会議開催
	５月22日	第２回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	６月４日	阿保・島ヶ原地区へ計画内容説明とヒアリング
	８月18日	第４回ワーキンググループ会議開催
	８月28日	第３回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	８月31日	第５回ワーキンググループ会議開催
	10月28日	上野城下町地区役員と計画内容説明・協議
	11月18日	伊賀市教育委員会定例会で議会全員協議会へ付議する中間案を報告
	11月26日	第２回伊賀市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会議開催
	12月７日	島ヶ原地区まちづくり協議会と計画内容説明・協議
	12月11日	中間案を市総合政策会議に付議
	12月22日	伊賀市議会議員全員協議会で中間案を報告
	12月24日	第４回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	１月４日	中間案を行政運営会議に付議

- 5 -

旧

（P5）

部	課
建設部　建設部長（副部長）	建築課
	住宅課
	住宅課空き家対策室
	企業用地整備課
消防本部	消防総務課
上下水道部	水道工務課
	下水道課
地域振興部	伊賀支所
	阿山支所
	大山田支所
	島ヶ原支所
	青山支所
教育委員会事務局　事務局長（部長）	文化財課（事務局）

（令和４年(2022)４月１日現在）

３．計画策定・進行の経緯

平成25年度	10月	歴史まちづくり計画策定取り組み開始
	12月４日	国土交通省中部地方整備局による歴史まちづくり説明会・現地視察
	２月７日	伊賀市文化財保護審議会で取り組み説明
	２月19日	伊賀市議会議員全員協議会で取り組み説明
平成26年度	９月１日	第１回伊賀市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会議開催
	12月25日	第１回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	３月３日	第１回ワーキンググループ会議開催
平成27年度	４月16日	第２回ワーキンググループ会議開催
	５月19日	第３回ワーキンググループ会議開催
	５月22日	第２回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	６月４日	阿保・島ヶ原地区へ計画内容説明とヒアリング
	８月18日	第４回ワーキンググループ会議開催
	８月28日	第３回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	８月31日	第５回ワーキンググループ会議開催
	10月28日	上野城下町地区役員と計画内容説明・協議
	11月18日	伊賀市教育委員会定例会で議会全員協議会へ付議する中間案を報告
	11月26日	第２回伊賀市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会議開催
	12月７日	島ヶ原地区まちづくり協議会と計画内容説明・協議
	12月11日	中間案を市総合政策会議に付議
	12月22日	伊賀市議会議員全員協議会で中間案を報告
	12月24日	第４回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
	１月４日	中間案を行政運営会議に付議
	１月12日	パブリックコメント実施（～２月22日）
	１月19日	阿保地区区長会と協議

- 5 -

■新旧対照表

新

(P8)

	12月14日	現地協議（島ヶ原）
	12月21日	現地協議（阿保）
	2月3日	第16回伊賀市歴史的風致維持向上協議会
	3月25日	令和4年度計画変更認定
令和5年度	5月26日	第17回伊賀市歴史的風致維持向上協議会
	5月30日	中部圏まち認定都市連携事業検討会（第1回）（ウエブ会議）
	6月5日	令和5年度進捗管理シート提出
	8月2日	中部圏まち民泊研修会（犬山市）
	9月27日	宿場・街道界隈修景整備事業にかかる地域協議（阿保）
	10月13日	中部圏まち認定都市連携事業検討会（第2回）（ウェブ会議）
	10月25日	宿場・街道界隈修景整備事業にかかる地域協議（阿保）
	11月10日	中部地方整備局建政部都市整備課等現地視察
	11月30日	伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議（第6回）

（計画変更）

平成28年度6月10日	『伊賀市歴史的風致維持向上計画』認定
平成29年3月23日	平成28年度計画変更（第1回）承認
平成31年3月29日	平成30年度計画変更（第2回）承認
令和2年3月24日	令和元年度計画変更（第3回）承認
令和3年3月15日	令和2年度計画変更（第4回）承認
令和4年3月25日	令和3年度計画変更（第5回）承認
令和5年3月25日	令和4年度計画変更（第6回）承認

- 8 -

旧

(P8)

令和5年2月3日	第16回伊賀市歴史的風致維持向上協議会
3月　日	令和4年度計画変更認定

- 8 -

資料５

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P15）	（P15）

新

（P15）

表　市町村合併の経緯

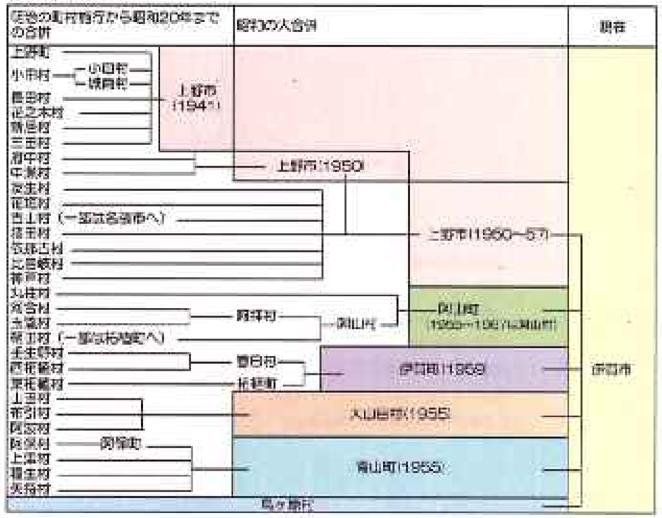

② 人口動態

令和５年(2023)12 月 31 日現在の伊賀市の人口は 85,954 人である。昭和 50 年（1975）頃までは人口は減少傾向にあったが、その後、企業の進出や住宅団地の開発などにより人口は穏やかな増加傾向に転じた。近年においては、転出者の増加などにより、再び人口は減少傾向となっている。人口増減を地域別（旧市町村別）にみると、上野地域は増加、それ以外の地域では減少しており、特に島ヶ原地域、大山田地域で減少傾向が著しい。また、上野地域においては、中心部における減少、周辺部の増加による「ドーナツ化」の傾向がみられる。

世帯数は、令和５年(2023)12 月 31 日現在 40,564 世帯で、核家族化や住宅団地への流入等に伴い市全体としては増加傾向にあるが、阿山地域、大山田地域では平成 17 年（2005）に減少に転じている。

年齢階層別では、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が減少する中、老年人口（65 歳以上）の割合が増えてきている。地域別の高齢化状況をみると、上野中心市街地と中山間地において高齢化率が高くなっており、これは人口減少地区の分

旧

（P15）

表　市町村合併の経緯

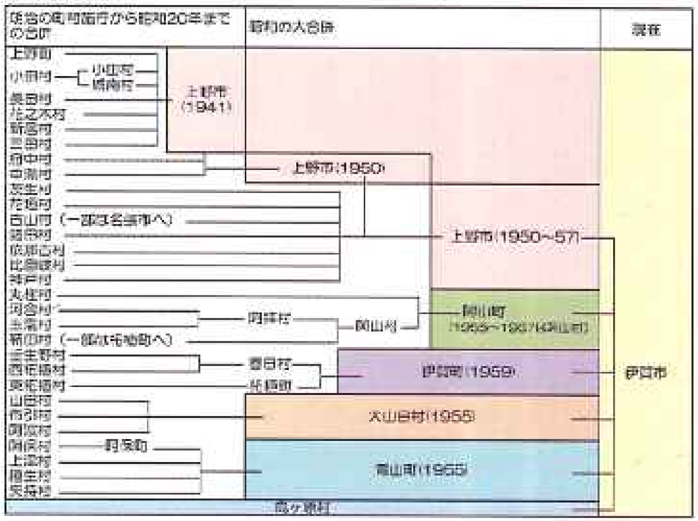

② 人口動態

令和４年(2022)12 月 31 日現在の伊賀市の人口は 87,139 人である。昭和 50 年（1975）頃までは人口は減少傾向にあったが、その後、企業の進出や住宅団地の開発などにより人口は穏やかな増加傾向に転じた。近年においては、転出者の増加などにより、再び人口は減少傾向となっている。人口増減を地域別（旧市町村別）にみると、上野地域は増加、それ以外の地域では減少しており、特に島ヶ原地域、大山田地域で減少傾向が著しい。また、上野地域においては、中心部における減少、周辺部の増加による「ドーナツ化」の傾向がみられる。

世帯数は、令和４年(2022)12 月 31 日現在 40,433 世帯で、核家族化や住宅団地への流入等に伴い市全体としては増加傾向にあるが、阿山地域、大山田地域では平成 17 年（2005）に減少に転じている。

年齢階層別では、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が減少する中、老年人口（65 歳以上）の割合が増えてきている。地域別の高齢化状況をみると、上野中心市街地と中山間地において高齢化率が高くなっており、これは人口減少地区の分

資料５

■新旧対照表

様式２

新	旧
（P24）	（P24）

新

（P24）

４）観光

観光は、伊賀市中心部の上野城、伊賀流忍者博物館、松尾芭蕉関連施設のほか、青山高原や余野公園などの自然資源、農林業などに係る様々な交流資源、温泉やリゾート施設など多くの地域資源があり、近年の観光入込客数の動向は微増傾向にある。しかし、名阪国道やＪＲ、近畿日本鉄道などの大阪・名古屋・京都等の大都市圏を結ぶ道路網、鉄道網の整備により、観光客の大部分は日帰り通過型となっている。

図表　主要な施設別観光客入込数

[illegible]
[illegible]

- 24 -

旧

（P24）

４）観光

観光は、伊賀市中心部の上野城、伊賀流忍者博物館、松尾芭蕉関連施設のほか、青山高原や余野公園などの自然資源、農林業などに係る様々な交流資源、温泉やリゾート施設など多くの地域資源があり、近年の観光入込客数の動向は微増傾向にある。しかし、名阪国道やＪＲ、近畿日本鉄道などの大阪・名古屋・京都等の大都市圏を結ぶ道路網、鉄道網の整備により、観光客の大部分は日帰り通過型となっている。

図表　主要な施設別観光客入込数

[illegible]
[illegible]

- 24 -

新	旧
（P42）	（P42）

新

（P42）

３．伊賀市の文化財

伊賀市には、令和５年（2023）４月１日現在で500件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が44件、国登録有形文化財が52件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国の記録選択）が１件、県指定文化財が115件、市指定文化財が286件、市登録史跡が２件となっている。

伊賀市内指定・登録文化財件数一覧表　令和５年（2023）４月１日現在

	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	歴史資料	考古	有形 民俗文化財	無形 民俗文化財	名勝及び史跡	史跡及び名勝	史跡	天然記念物	計
国指定	8	2	18		2		1		2	1		7	3	44
県指定	13	10	33	11	11	2	6	3	7		1	12	6	115
市指定	42	14	56	28	41	13	16	14	8			31	24	286
計	63	26	107	39	54	15	23	17	17	1	1	50	33	445
国選択									1					1
国登録	52													52
市登録												2		2
合計	115	26	107	39	54	15	23	17	18	1	1	52	33	500

（１）国指定等文化財

建造物は室町から昭和のもので、寺院２件、神社３件、住宅１件、記念建造物１件、石塔１件となっている。織田信長が天正７年（1579）と天正９年（1581）に伊賀を攻め（天正伊賀の乱）多くの神社仏閣が焼き払われたといわれ、幸運にも被災を免れた社寺や仏像などが指定を受けている。また、史跡の残存も豊富である。

観菩提寺本堂及び楼門（建造物）

観菩提寺本堂

観菩提寺は、奈良東大寺の別当実忠が開基し、東大寺で行われる修二会に先駆け当寺で修正会を行ったことから正月堂とも呼ばれている。本堂は、桁行三間、梁間三間、総丸柱、檜皮葺入母屋造で正面7.9m、側面7.9mの規模となっている。室町時代に遡る寺院建築で、檜皮葺の屋根は勾配緩やかで軒端には著しい反りが見られる。外部は、総朱塗りで、向拝は明治16年（1883）に付加された。楼門は、桁行三間、梁間二間、檜皮葺入母屋造で、柱は総丸柱であり、本堂同様勾配が緩やかで軒端に著しい反りがある。下層両脇間を開け放ちにして外側左右に金剛力士像２軀（市指定文化財）を配し、内側左右には広目天、多聞天（どちらも県指定文化財）を安置する。室町期楼門建築の優作とされ、建築手法には和様と唐様が混在している。本堂より僅かに遡る時期の作といわれる。

本尊の木造十一面観音立像は国指定重要文化財で、像高177cm、平安初期の作と考えら

- 42 -

旧

（P42）

３．伊賀市の文化財

伊賀市には、令和３年（2021）４月１日現在で502件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が44件、国登録有形文化財が52件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国の記録選択）が１件、県指定文化財が115件、市指定文化財が288件、市登録史跡が２件となっている。

伊賀市内指定・登録文化財件数一覧表　令和３年（2021）４月１日現在

	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	歴史資料	考古	有形 民俗文化財	無形 民俗文化財	名勝及び史跡	史跡及び名勝	史跡	天然記念物	計
国指定	8	2	18		2		1		2	1		7	3	44
県指定	13	10	33	11	11	2	6	3	7		1	12	6	115
市指定	42	13	56	28	41	13	16	14	8			31	24	288
計	63	25	107	39	54	15	23	17	17	1	1	50	33	447
国選択									1					1
国登録	52													52
市登録												2		2
合計	115	25	107	39	54	15	23	17	18	1	1	52	33	502

（１）国指定等文化財

建造物は室町から昭和のもので、寺院２件、神社３件、住宅１件、記念建造物１件、石塔１件となっている。織田信長が天正７年（1579）と天正９年（1581）に伊賀を攻め（天正伊賀の乱）多くの神社仏閣が焼き払われたといわれ、幸運にも被災を免れた社寺や仏像などが指定を受けている。また、史跡の残存も豊富である。

観菩提寺本堂及び楼門（建造物）

観菩提寺本堂

観菩提寺は、奈良東大寺の別当実忠が開基し、東大寺で行われる修二会に先駆け当寺で修正会を行ったことから正月堂とも呼ばれている。本堂は、桁行三間、梁間三間、総丸柱、檜皮葺入母屋造で正面7.9m、側面7.9mの規模となっている。室町時代に遡る寺院建築で、檜皮葺の屋根は勾配緩やかで軒端には著しい反りが見られる。外部は、総朱塗りで、向拝は明治16年（1883）に付加された。楼門は、桁行三間、梁間二間、檜皮葺入母屋造で、柱は総丸柱であり、本堂同様勾配が緩やかで軒端に著しい反りがある。下層両脇間を開け放ちにして外側左右に金剛力士像２軀（市指定文化財）を配し、内側左右には広目天、多聞天（どちらも県指定文化財）を安置する。室町期楼門建築の優作とされ、建築手法には和様と唐様が混在している。本堂より僅かに遡る時期の作といわれる。

- 42 -

■新旧対照表

新	旧
（P79）	（P79）
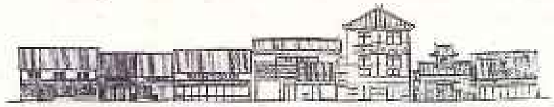上野中町南側連続立面図（トーン建物部分は滅失）（出典『上野の町家と町並み』）	上野中町南側連続立面図（トーン建物部分は滅失）（出典『上野の町家と町並み』）
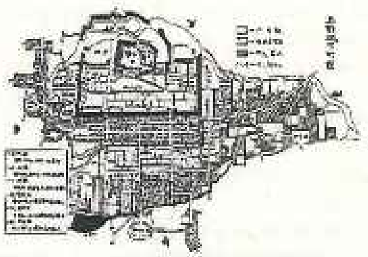上野城下町図（『上野城郭図集』より一部改変）	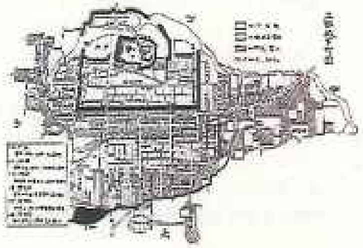上野城下町図（『上野城郭図集』より一部改変）
- 79 -	- 79 -

■新旧対照表

新

（P142）

い）」と名付けられた。両棟は上野天神宮（菅原神社）を挟んで約500 メートル離れた位置にあり、ともに「上野天神祭のダンジリ行事」の鬼行列やだんじりが目の前を通り、歴史的風致の維持に寄与している。

旧福森邸
ホテル名「MITAKE(みたけ)」

また、令和３年（2021）５月には３棟目として「旧福森邸」が「MITAKE(みたけ)」としてオープンし、歴史的な建造物の保存や城下町の景観の維持に寄与している。令和４～５年度にかけて上野城下町区域において物件調査とともに新たな施設開発に向けて取り組んでいる。

【歴史的風致を活かした中心市街地活性化の取り組み】

伊賀市においては、中心市街地活性化基本計画（第１期：平成 20 年（2008）11 月～平成 26 年（2014）10 月）を策定し、まちなかの活性化方針の柱として、上野城下町の歴史的景観の活用を掲げた。この計画に基づき、街なみ環境整備事業、社会資本整備総合交付金事業等により道路の美装化やポケットパーク整備等を行うとともに、これと平行して「中心市街地活性化協議会」や「うえのまち風景づくり協議会」など、地域住民と行政との協働によるまちづくり体制も整えられてきた。

そして、令和２年(2020)３月には「伊賀市中心市街地活性化基本計画（第２期）」を策定したが、令和６年度（2024）まで延長し、事業期間を５年間として取り組んでいる。

また、平成 29 年（2017）２月 22 日、当市は「忍者市」を宣言し、4月５日には「忍びの里　伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて」が日本遺産の認定を受け、上野城跡（平楽寺跡）や伊賀流忍者博物館、忍町（赤井家住宅）、修験道の松本院といった指定文化財や関連施設等が構成文化財となっており、リアル忍者のストーリーをもとに作成した案内看板を設置し、上野城跡と城下町への誘客に取り組んでいる。

上野西町に所在する旧松生邸は、令和元年(2019)10 月に「西町や　かかん」と改称し、地元の食材などを提供しつつ、城下町の新たなにぎわい創出を目指し、リニューアルオープンしている。

令和２年（2020）12月からは、市指定有形文化財である旧上野市庁舎の芸術館を中心とした複合施設の整備や市指定有形文化財の成瀬平馬家長屋門とその屋敷跡地での忍者体験施設の整備について、民間活力を導入し、中心市街地における新たな賑わい創出する事業として「賑わい忍者回廊創出プロジェクト」として、令和４年(2022)９月には、特別目的会社と契約を締結し、伊賀上野城下町の歴史的な街並みの保全、アフターコロナ時代における観光まちづくりなどの視点を加えつつ、人と地域が成長し続けることができる空間を創出するため、上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置づけ、「伊賀市にぎわい忍者回廊整備に関するPFI事業」として公民一体の事業として取り組んでいる。

旧

（P142）

い）」と名付けられた。両棟は上野天神宮（菅原神社）を挟んで約500 メートル離れた位置にあり、ともに「上野天神祭のダンジリ行事」の鬼行列やだんじりが目の前を通り、歴史的風致の維持に寄与している。

旧福森邸
ホテル名「MITAKE(みたけ)」

また、令和３年（2021）５月には３棟目として「旧福森邸」が「MITAKE(みたけ)」としてオープンし、歴史的な建造物の保存や城下町の景観の維持に寄与している。

【歴史的風致を活かした中心市街地活性化の取り組み】

伊賀市においては、中心市街地活性化基本計画（第１期：平成 20 年（2008）11 月～平成 26 年（2014）10 月）を策定し、まちなかの活性化方針の柱として、上野城下町の歴史的景観の活用を掲げた。この計画に基づき、街なみ環境整備事業、社会資本整備総合交付金事業等により道路の美装化やポケットパーク整備等を行うとともに、これと平行して「中心市街地活性化協議会」や「うえのまち風景づくり協議会」など、地域住民と行政との協働によるまちづくり体制も整えられてきた。

平成 29 年（2017）２月 22 日、当市は「忍者市」を宣言し、４月５日には「忍びの里　伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて」が日本遺産の認定を受け、上野城跡（平楽寺跡）や伊賀流忍者博物館、忍町（赤井家住宅）、修験道の松本院といった指定文化財や関連施設等が構成文化財となっており、リアル忍者のストーリーをもとに作成した案内看板を設置し、上野城跡と城下町への誘客に取り組んでいる。

また、令和２年(2020)３月に「伊賀市中心市街地活性化基本計画（第２期）」を策定した。

上野西町に所在する旧松生邸は、令和元年(2019)10 月に「西町や　かかん」と改称し、地元の食材などを提供しつつ、城下町の新たなにぎわい創出を目指し、リニューアルオープンしている。

令和２年（2020）12 月からは、市指定有形文化財である旧上野市庁舎や成瀬平馬家屋敷跡地の忍者体験施設の整備などに民間活力を導入し、中心市街地における新たな賑わい創出する事業として「賑わい忍者回廊創出プロジェクト」の取り組みを進めており、令和４年(2022)９月には、特別目的会社と契約を締結し、伊賀上野城下町の歴史的な街並みの保全、アフターコロナ時代における観光まちづくりなどの視点を加えつつ、人と地域が成長し続けることができる空間を創出するため、上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置づけ、PFI手法を用いた公民一体となって取り組んでいる。

■新旧対照表

新

(P143)

また、令和5年(2023)年度には伊賀上野DMOが代表主体とする「MIRAIGAプロジェクト」が観光庁の「歴史的資源を活用した観光まちづくり事業(モデル事業)」に採択され、上野城跡及び城下町における歴史的資源を活かしたまちづくりの推進や伊賀市観光振興ビジョンに掲げる市民熱量の向上に向けた取り組みを行なっている。

（2）街道沿いにおける歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み

【街道宿場町における取り組み】

街道宿場町の歴史的資源の活用については、合併前の各町村において推進され、常夜灯の維持管理やサイン設置、かつての宿屋の分布などを示す案内板設置等が進められてきた。

旧大山田村では、かつて賑わいのあった伊賀街道の風情を残そうと、地域特産の「いぶし瓦の鬼瓦」をデザインコンセプトに用い、先に設置されていた常夜灯や街道の旅人の姿をイメージした「いぶし瓦の常夜灯」を街道沿いに設置している。

旧青山町の拠点地区である初瀬街道阿保宿では、昭和50年代後半頃まで宿屋が残り、造り酒屋の風景とともに宿場町の風情を残していた。宿場町の町並みに沿った水路が保存され、木津川から導水した水が流れる景観は、本市の街道沿線における代表的な取り組み結果のひとつとして挙げられる。

また、旅籠「たわらや」の跡地には、平成17年（2005）に「初瀬街道交流の館たわらや」が整備され、伊勢参りの往時の賑わいを物語る講看板（県指定文化財）が100枚近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の開催など地域の情報発信・交流の拠点となっている。

このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、商店等が「伊賀まちかど博物館」（三重県：平成12年（2000）3月～）として活用されている。

宿場町に残されている街道の景観や雰囲気を残す歴史的な建造物等の掘り起こしを行い、所有者の協力を得て調査や記録に取り組んでいる。また、その成果をもとに文化財的な位置づけや今後の保存や活用に対して所有者の理解が得られた場合は、指定や登録、重点区域においては歴史的風致形成建造物の候補・指定を進めている。

（3）文化財の保護に関する取り組み

【史跡の保存整備】

上野城については、平成7年度（1995）に「史跡上野城跡保存管理計画書」を策定し、平成11年度（1999）から平成13年度（2001）にかけて実施した城代屋敷跡（旧筒井本丸跡）の発掘調査を行った。その成果を受けて「史跡上野城跡保存整備（前期）実施計画」を策定し、その後の調査成果も踏まえて、城代屋敷跡の台所門付近の復元整備、屋敷跡の遺構平面整備、建物跡表示を実施した。

伊賀国庁跡は、国史跡指定後の平成22年度(2010)から公有化を進めるとともに、平成23年度(2011)には「保存管理計画」を策定し、平成26年度(2014)から平成27年度

- 143 -

旧

(P143)

（2）街道沿いにおける歴史的風致の維持及び向上に関する取り組み

【街道宿場町における取り組み】

街道宿場町の歴史的資源の活用については、合併前の各町村において推進され、常夜灯の維持管理やサイン設置、かつての宿屋の分布などを示す案内板設置等が進められてきた。

旧大山田村では、かつて賑わいのあった伊賀街道の風情を残そうと、地域特産の「いぶし瓦の鬼瓦」をデザインコンセプトに用い、先に設置されていた常夜灯や街道の旅人の姿をイメージした「いぶし瓦の常夜灯」を街道沿いに設置している。

旧青山町の拠点地区である初瀬街道阿保宿では、昭和50年代後半頃まで宿屋が残り、造り酒屋の風景とともに宿場町の風情を残していた。宿場町の町並みに沿った水路が保存され、木津川から導水した水が流れる景観は、本市の街道沿線における代表的な取り組み結果のひとつとして挙げられる。

また、旅籠「たわらや」の跡地には、平成17年（2005）に「初瀬街道交流の館たわらや」が整備され、伊勢参りの往時の賑わいを物語る講看板（県指定文化財）が100枚近く保存・展示されているほか、「初瀬街道まつり」の開催など地域の情報発信・交流の拠点となっている。

このほか、市内各地の旧宿場町において、古い家屋、商店等が「伊賀まちかど博物館」（三重県：平成12年（2000）3月～）として活用されている。

宿場町に残されている街道の景観や雰囲気を残す歴史的な建造物等の掘り起こしを行い、所有者の協力を得て調査や記録に取り組んでいる。また、その成果をもとに文化財的な位置づけや今後の保存や活用に対して所有者の理解が得られた場合は、指定や登録、重点区域においては歴史的風致形成建造物の候補・指定を進めている。

（3）文化財の保護に関する取り組み

【史跡の保存整備】

上野城については、平成7年度（1995）に「史跡上野城跡保存管理計画書」を策定し、平成11年度（1999）から平成13年度（2001）にかけて実施した城代屋敷跡（旧筒井本丸跡）の発掘調査を行った。その成果を受けて「史跡上野城跡保存整備（前期）実施計画」を策定し、その後の調査成果も踏まえて、城代屋敷跡の台所門付近の復元整備、屋敷跡の遺構平面整備、建物跡表示を実施した。

伊賀国庁跡は、国史跡指定後の平成22年度(2010)から公有化を進めるとともに、平成23年度(2011)には「保存管理計画」を策定し、平成26年度(2014)から平成27年度(2015)に「整備活用基本計画」を策定、平成30年度(2018)に基本設計、令和元年度(2019)に実施設計を作成し、令和2年度(2020)から現地での保存整備工事に着手している。

- 143 -

資料5

■新旧対照表

新	旧
(P146) 1月28日には「日置神社の神事踊」（下柘植・愛田）、「大江の羯鼓踊」（川合）、「比自岐神社の祇園踊」（比自岐）が三重県指定無形民俗文化財に指定され、文化財として高く評価された。 　また、伝承するかんこ踊りの公演事業やシンポジウム、歴史民俗資料館でのパネル展示、出前講座などを行い、それらを通じて調査結果や映像の市民への還元、普及啓発の機会としている。 　「上野天神祭のダンジリ行事」は、平成28年(2016)にユネスコ無形文化遺産の「山・鉾・屋台行事」の1つに登載され、また「勝手神社の神事踊」は、令和4年(2022)にユネスコ無形文化財登録の「風流踊」の1つに登載され、保存会や地域、行政が一体となり保存と継承に向けた取組みを進めている。 **【伝統工芸、伝統産業について】** 　伝統工芸として「伊賀焼」がある。近年は、茶道の高まりにより丸柱地区やその周辺に点在する窯元で創作活動が続けられている。昭和57年(1982)には通産(現、経済産業)大臣指定伝統的工芸品に指定されている。 　窯元それぞれが、現代の生活に合う、工夫を凝らした陶器の生産を行うとともに、市内に店を構え、販売にも力を入れている。丸柱地区には窯元がまとまって所在し、バックヤードとしての赤松の林とその周辺の田園風景、登り窯に代表される窯や煙突、陶器の製作、乾燥といった焼き物を作る里の風景が残されている。 　伝統工芸を活用し体験の場としたり、窯出し祭りなどのイベントを地域活性化へ結びつけたり、また、「食」との連携による魅力づくりなどにも取り組んでいる。また伊賀焼伝統技術保存会は、国史跡旧崇広堂において毎年、会員展を開き、今を生きる陶芸家の作品を通して伊賀焼の伝統について啓発している。 　次に伝統産業として「伊賀組紐」がある。昭和51年(1976)には通産(現、経済産業)大臣指定伝統的工芸品の指定を受けた。令和元年10月にはアメリカやイギリスなど世界17か国の組みひも作家、研究者ら約170人が参加し、「組紐（くみひも）国際会議」が開かれ、国史跡旧崇広堂において世界の組紐展として、参加者が持ち寄った組紐など500点が展示された。 　伊賀組紐は、伊賀焼と同様に、本来「衣食住」の文化と密接に結びついた実用品であり、同時に芸術でもあることから、「創る」行為と「使う」行為の体験の場にふさわしい要素を持つ。また、長年受け継がれてきた技法を、更に高いデザイン性のある商品としたり、新たな商品開発に挑戦したりと取り組みは広がっている。 **【伊賀市文化財保存活用地域計画】** 　文化財を守り未来へ引き継ぐために地域全体でその継承に取り組み、文化財を魅力ある地域づくりの実現に向け、令和3～5年度(2021～2023)に計画を作成し、令和5年(2023)7月には文化庁から認定を受けた。 - 146 -	(P146) 岐神社の祇園踊」（比自岐）が三重県指定無形民俗文化財に指定され、文化財として高く評価された。 　また、伝承するかんこ踊りの公演事業やシンポジウム、歴史民俗資料館でのパネル展示、出前講座などを行い、それらを通じて調査結果や映像の市民への還元、普及啓発の機会としている。 **【伝統工芸、伝統産業について】** 　伝統工芸として「伊賀焼」がある。近年は、茶道の高まりにより丸柱地区やその周辺に点在する窯元で創作活動が続けられている。昭和57年(1982)には通産(現、経済産業)大臣指定伝統的工芸品に指定されている。 　窯元それぞれが、現代の生活に合う、工夫を凝らした陶器の生産を行うとともに、市内に店を構え、販売にも力を入れている。丸柱地区には窯元がまとまって所在し、バックヤードとしての赤松の林とその周辺の田園風景、登り窯に代表される窯や煙突、陶器の製作、乾燥といった焼き物を作る里の風景が残されている。 　伝統工芸を活用し体験の場としたり、窯出し祭りなどのイベントを地域活性化へ結びつけたり、また、「食」との連携による魅力づくりなどにも取り組んでいる。また伊賀焼伝統技術保存会は、国史跡旧崇広堂において毎年、会員展を開き、今を生きる陶芸家の作品を通して伊賀焼の伝統について啓発している。 　次に伝統産業として「伊賀組紐」がある。昭和51年(1976)には通産(現、経済産業)大臣指定伝統的工芸品の指定を受けた。令和元年10月にはアメリカやイギリスなど世界17か国の組みひも作家、研究者ら約170人が参加し、「組紐（くみひも）国際会議」が開かれ、国史跡旧崇広堂において世界の組紐展として、参加者が持ち寄った組紐など500点が展示された。 　伊賀組紐は、伊賀焼と同様に、本来「衣食住」の文化と密接に結びついた実用品であり、同時に芸術でもあることから、「創る」行為と「使う」行為の体験の場にふさわしい要素を持つ。また、長年受け継がれてきた技法を、更に高いデザイン性のある商品としたり、新たな商品開発に挑戦したりと取り組みは広がっている。 - 146 -

■新旧対照表

新

(P158)

（４）伊賀市中心市街地活性化基本計画（第２期）

中心市街地においては、上野城跡をはじめとして忍者屋敷・芭蕉翁記念館・俳聖殿など、観光資源のほとんどが伊賀鉄道上野市駅北側に集積しており、来街者がまちなかに回遊していないのが現状である。そのことから、伊賀市では中心市街地活性化基本計画（第１期：平成 20 年度（2008）～平成 26 年度（2014）、第２期：令和２年度（2020）～令和６年度（2024））を策定し、まちなかの歴史的・文化的資源の維持・保存・活用を十分に検討し、回遊性を生かし、歴史とともに伊賀独自の文化性を前面に出した地域資源の循環、地域連携の活性化策を図ることとしている。

■計画名：第２期伊賀市中心市街地活性化基本計画
■計画期間：令和２年度（2020）～令和６年度（2024）　5年間
■基本理念、基本方針、細目方針及び事業

【基本理念】
●居住と観光が紡ぐ交流のまちづくり
●子ども達が住み、夢と誇りを持ち続けるまちづくり

【基本方針１】 居住者を減らさず・増やす・住める・住みよいまちづくり	【基本方針２】 伊賀の歴史文化と忍者をテーマとした観光拠点、観光ルートづくり	【基本方針３】 市民・住民・来街者参加のまちづくり
【細目方針１】 ①まちなかでの仕事、暮らしのコーディネート ②住める・住みたくなる生活環境、建物づくり ③子育て・教育における暮らしの支援対策	【細目方針２】 ①「忍者」を軸とした明確な取り組みテーマの打ち出し ②拠点施設づくり ③プレイヤーの誘致、支援、育成、情報発信 ④広域連携	【細目方針３】 ①シビックプライドの醸成 ②タウンマネジメント機能強化
【主な事業】 ①まちなか移住コンシェルジュ事業 ②古民家等再生活用事業 ③子育て包括支援センター事業	【主な事業】 ①忍者市プロジェクト事業 ②道路美装化による歩行者空間整備事業 ③観光客向け目的別マップ作成事業	【主な事業】 ①伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」開催事業 ②空き店舗等情報システム整備及びコンサルタント事業

- 158 -

旧

(P159)

（４）伊賀市中心市街地活性化基本計画（第２期）

中心市街地においては、上野城跡をはじめとして忍者屋敷・芭蕉翁記念館・俳聖殿など、観光資源のほとんどが伊賀鉄道上野市駅北側に集積しており、来街者がまちなかに回遊していないのが現状である。そのことから、伊賀市では中心市街地活性化基本計画（第１期：平成 20 年度（2008）～平成 26 年度（2014）、第２期：令和２年度（2020）～令和４年度（2022））を策定し、まちなかの歴史的・文化的資源の維持・保存・活用を十分に検討し、回遊性を生かし、歴史とともに伊賀独自の文化性を前面に出した地域資源の循環、地域連携の活性化策を図ることとしている。

■計画名：第２期伊賀市中心市街地活性化基本計画
■計画期間：令和２年度（2020）～令和４年度（2022）　3年間
■基本理念、基本方針、細目方針及び事業

【基本理念】
●居住と観光が紡ぐ交流のまちづくり
●子ども達が住み、夢と誇りを持ち続けるまちづくり

【基本方針１】 居住者を減らさず・増やす・住める・住みよいまちづくり	【基本方針２】 伊賀の歴史文化と忍者をテーマとした観光拠点、観光ルートづくり	【基本方針３】 市民・住民・来街者参加のまちづくり
【細目方針１】 ①まちなかでの仕事、暮らしのコーディネート ②住める・住みたくなる生活環境、建物づくり ③子育て・教育における暮らしの支援対策	【細目方針２】 ①「忍者」を軸とした明確な取り組みテーマの打ち出し ②拠点施設づくり ③プレイヤーの誘致、支援、育成、情報発信 ④広域連携	【細目方針３】 ①シビックプライドの醸成 ②タウンマネジメント機能強化
【主な事業】 ①まちなか移住コンシェルジュ事業 ②古民家等再生活用事業 ③子育て包括支援センター事業	【主な事業】 ①忍者市プロジェクト事業 ②道路美装化による歩行者空間整備事業 ③観光客向け目的別マップ作成事業	【主な事業】 ①伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」開催事業 ②空き店舗等情報システム整備及びコンサルタント事業

- 159 -

資料5

■新旧対照表

新	旧
(P159) - 159 -	(P159) - 159 -

資料5

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P166）	（P166）

新

（P166）

６．計画推進体制

本計画の推進体制については、まちづくり部局である建設部・産業振興部と、文化財保護部局である教育委員会を計画推進の事務局とし、庁内の関係各課で組織される「伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議」を新たに立ち上げ、計画推進のための庁内の連絡・調整の組織として位置づけた。また、国・県の関係機関との必要な協議を行い、指導や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第11条に基づき設置する「伊賀市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。また、必要に応じて文化財・都市計画・景観等に関連する審議会、中心市街地活性化協議会、各地域のまちづくり協議会等と協議を行い、指導・助言を得るとともに、文化財の所有者・管理者や文化財等の保存・活用を行う市民や関係団体との連絡・調整及び支援を行いながら計画の推進を図る。

【計画の推進体制】

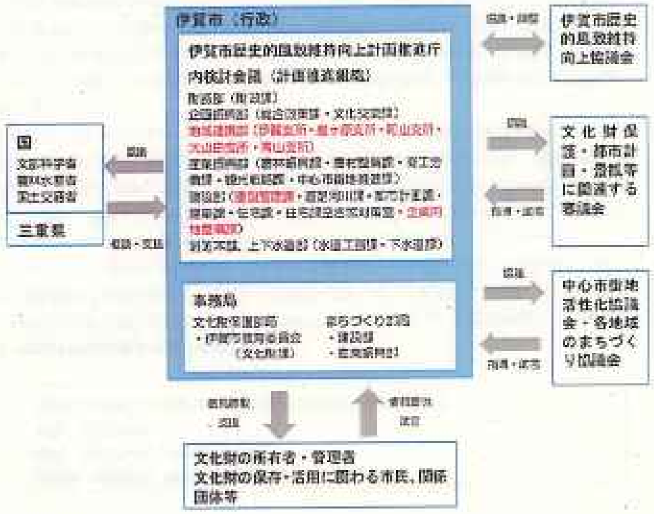

旧

（P166）

６．計画推進体制

本計画の推進体制については、まちづくり部局である建設部・産業振興部と、文化財保護部局である教育委員会を計画推進の事務局とし、庁内の関係各課で組織される「伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議」を新たに立ち上げ、計画推進のための庁内の連絡・調整の組織として位置づけた。また、国・県の関係機関との必要な協議を行い、指導や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第11条に基づき設置する「伊賀市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。また、必要に応じて文化財・都市計画・景観等に関連する審議会、中心市街地活性化協議会、各地域のまちづくり協議会等と協議を行い、指導・助言を得るとともに、文化財の所有者・管理者や文化財等の保存・活用を行う市民や関係団体との連絡・調整及び支援を行いながら計画の推進を図る。

【計画の推進体制】

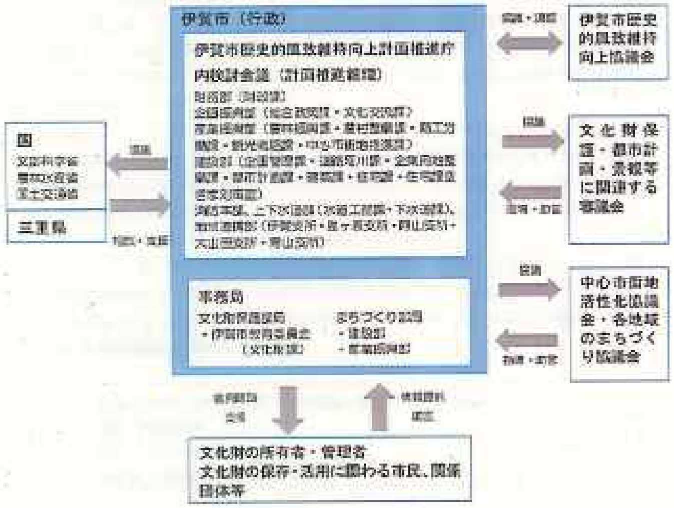

■新旧対照表

新

（P178）

- 電波塔、送受信塔、照明塔、路上変電塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンクの類
- 彫像、記念碑の類
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

（４）文化財保護関係法令との整合性

伊賀市文化財保護条例（平成16年伊賀市条例第271号）は、文化財保護法、三重県文化財保護条例の規定を踏まえ、伊賀市の区域内に存するものの中で、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としている。

本条例は、現在および今後の指定及び登録文化財の取り扱いについて規定していて、重点区域内の自然環境・歴史・文化遺産の保存を図ることが可能である。本計画書に定める各重点区域においては、上野城跡とともに俳聖殿が良好な景観を形成し、観菩提寺・大村神社といった寺社においては、境内地とその周辺の環境が建物の価値を顕在化させる役割を果たしている。

また、人口減少・少子高齢化などを起因とする文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、その継承に取り組んでいくことが必要であるとの認識のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成31年（2019）４月１日に文化財保護法の改正が行われた。この改正により三重県は令和２年（2020）11月、「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、県内における文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確なものとし、こうした取り組みを進めるための共通基盤を作成していくことなどを提示した。この大綱を受けて当市は、地域が総体となって文化財の保存と活用について、きめ細やかな取り組みができるよう、『文化財保存活用地域計画』については令和３年（2021）４月から着手し、「伊賀市文化財保存活用地域計画協議会」を立ち上げ、指導・助言を得て策定し、令和５年（2023）７月、文化庁から『伊賀市文化財保存活用地域計画』が認定された。

旧

（P178）

- 電波塔、送受信塔、照明塔、路上変電塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンクの類
- 彫像、記念碑の類
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

（４）文化財保護関係法令との整合性

伊賀市文化財保護条例（平成16年伊賀市条例第271号）は、文化財保護法、三重県文化財保護条例の規定を踏まえ、伊賀市の区域内に存するものの中で、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としている。

本条例は、現在および今後の指定及び登録文化財の取り扱いについて規定していて、重点区域内の自然環境・歴史・文化遺産の保存を図ることが可能である。本計画書に定める各重点区域においては、上野城跡とともに俳聖殿が良好な景観を形成し、観菩提寺・大村神社といった寺社においては、境内地とその周辺の環境が建物の価値を顕在化させる役割を果たしている。

また、人口減少・少子高齢化などを起因とする文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、その継承に取り組んでいくことが必要であるとの認識のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成31年（2019）４月１日に文化財保護法の改正が行われた。この改正により三重県は令和２年（2020）11月、「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、県内における文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確なものとし、こうした取り組みを進めるための共通基盤を作成していくことなどを提示した。この大綱を受けて当市は、地域が総体となって文化財の保存と活用について、きめ細やかな取り組みができるよう、『文化財保存活用地域計画』の策定について令和３年（2021）４月から着手し、「伊賀市文化財保存活用地域計画協議会」を立ち上げ、指導・助言を得て取り組んでいる。

資料 5

■新旧対照表

新	旧
（P187）	（P187）

新

団体名	活動概要
中村区（大山田地区）	史跡周辺整備（土宮古墳）
大山田郷土の広場	資料館の運営・展示（大山田郷土資料館）
[illegible]語り部の会	[illegible]地区の歴史・文化の継承や啓発等

- 187 -

旧

団体名	活動概要
中村区（大山田地区）	史跡周辺整備（土宮古墳）
大山田郷土の広場	資料館の運営・展示（大山田郷土資料館）

- 187 -

資料5

■新旧対照表

新	旧
(P189) - 189 -	(P189) - 189 -

■新旧対照表

新	旧
（P194）	（P210）
（下記参照）	新規

事業番号	No. 5
事業名	重要文化財防災設備保守点検事業（観菩提寺本堂・楼門、大村神社宝殿）
事業主体	所有者
事業期間	令和6年度～
支援事業名	指定文化財管理事業（県・市補助）
事業箇所	伊賀市島ヶ原（重点区域：観菩提寺と大和街道島ヶ原宿区域）・阿保（重点区域：大村神社と初瀬街道阿保宿）
事業概要	観菩提寺本堂・楼門は、令和4年度、火災から本堂・楼門を守るため、既設防災設備の更新を実施し、防火能力を回復した。また大村神社宝殿は、防災機器の更新や修繕を実施し、防火能力を維持している。毎年2回の防災設備保守点検事業を実施し、その能力を適切に維持し、文化財の保存と継承を図るため実施する。 観菩提寺本堂 大村神社宝殿 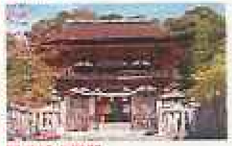 観菩提寺楼門
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	観菩提寺本堂・楼門及び大村神社宝殿は、観菩提寺と大和街道島ヶ原宿及び大村神社と初瀬街道阿保宿の重点区域を代表する建造物であり、区域の風致の中心であることから防災設備保守点検事業を実施し、重点区域における歴史的風致の維持・向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P195)

事業番号	No. 6
事業名	春日神社拝殿保存修理事業
事業主体	宗教法人春日神社
事業期間	平成28年度～令和４年度
支援事業名	文化財保護事業補助金（県指定文化財等補助事業）
事業箇所	伊賀市川東
事業概要	過去の修理履歴から解体修理が行なわれて三百年余りが経過し、建物の軸部が不安定な状況にある春日神社拝殿の解体修理を行う。 春日神社拝殿 拝殿内に飾られた絵馬 柱から見える建物の傾き
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	春日神社は中世以来、祭礼や行事を通して地域の核であり、貴重な建築物である春日神社拝殿を解体修理し保存することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 195 -

旧

(P194)

事業番号	No. 5
事業名	春日神社拝殿解体修理事業
事業主体	宗教法人春日神社
事業期間	平成28年度～令和４年度
支援事業名	文化財保護事業補助金（県指定文化財等補助事業）
事業箇所	伊賀市川東
事業概要	過去の修理履歴から解体修理が行なわれて三百年余りが経過し、建物の軸部が不安定な状況にある春日神社拝殿の解体修理を行う。 春日神社拝殿 拝殿内に飾られた絵馬 柱から見える建物の傾き
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	春日神社は中世以来、祭礼や行事を通して地域の核であり、貴重な建築物である春日神社拝殿を解体修理し保存することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 194 -

■新旧対照表

新

(P196)

事業番号	No. 7
事業名	観菩提寺楼門二天立像保存修理事業
事業主体	宗教法人観菩提寺
事業期間	令和５年度～令和８年度
支援事業名	県指定文化財保護事業補助金
事業箇所	伊賀市島ヶ原中村（重点区域　観菩提寺と大和街道島ヶ原宿区域）
事業概要	国重要文化財観菩提寺楼門北面に所在する三重県指定有形文化財（彫刻）の木造多聞天立像及び木造広目天立像の保存修理を実施し、後世に伝える。 木造多聞天立像 木造広目天立像
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の維持向上すべき歴史的風致の１つである観菩提寺の修正会にかかる国重要文化財観菩提寺楼門の二天立像を修理することにより文化財の保存・継承を図り、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

- 196 -

旧

(P195)

事業番号	No. 6
事業名	観菩提寺楼門二天立像保存修理事業
事業主体	宗教法人観菩提寺
事業期間	令和５年度～令和８年度
支援事業名	県指定文化財保護事業補助金
事業箇所	伊賀市島ヶ原中村（重点区域　観菩提寺と大和街道島ヶ原宿区域）
事業概要	国重要文化財観菩提寺楼門北面に所在する三重県指定有形文化財（彫刻）の木造多聞天立像及び木造広目天立像の保存修理を実施し、後世に伝える。 木造多聞天立像 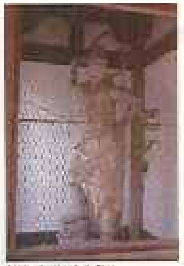 木造広目天立像
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の維持向上すべき歴史的風致の１つである観菩提寺の修正会にかかる国重要文化財観菩提寺楼門の二天立像を修理することにより文化財の保存・継承を図り、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

- 195 -

■新旧対照表

新	旧
(P197)	(P196)

新 (P197)

事業番号	No. 8
事業名	史跡及び名勝蓑虫庵保存修理事業
事業主体	伊賀市
事業期間	令和4年度～令和5年度
支援事業名	三重県指定文化財保存事業費補助金（予定）
事業箇所	伊賀市上野西日南町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	史跡及び名勝蓑虫庵の蓑虫庵の屋根修理及び庭園の樹木整理を行い、文化財的価値を維持することにより芭蕉顕彰と俳句文化の意識向上と景観の維持を図る。 蓑虫庵
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の維持向上すべき歴史的風致の１つである芭蕉顕彰と俳句文化に含まれ、芭蕉五庵のうち唯一残る史跡及び名勝蓑虫庵の保存・継承を図り、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

- 197 -

旧 (P196)

事業番号	No. 7
事業名	史跡及び名勝蓑虫庵保存修理事業
事業主体	伊賀市
事業期間	令和4年度～令和5年度
支援事業名	三重県指定文化財保存事業費補助金（予定）
事業箇所	伊賀市上野西日南町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	史跡及び名勝蓑虫庵の蓑虫庵の屋根修理及び庭園の樹木整理を行い、文化財的価値を維持することにより芭蕉顕彰と俳句文化の意識向上と景観の維持を図る。 蓑虫庵
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の維持向上すべき歴史的風致の１つである芭蕉顕彰と俳句文化に含まれ、芭蕉五庵のうち唯一残る史跡及び名勝蓑虫庵の保存・継承を図り、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

- 196 -

■新旧対照表

新	旧
(P198)	(P197)
(see below)	新規

新 (P198)

事業番号	No. 9
事業名	三重県指定有形文化財（建造物）入交家住宅主屋保存修理事業
事業主体	伊賀市
事業期間	令和6年度～
支援事業名	地域文化財総合活性化事業（三重県）
事業箇所	伊賀市上野相生町（上野城下町区域）
事業概要	伊賀市上野相生町に所在する入交家住宅主屋は、上野城下町区域に含まれ、上野天神祭にみる歴史的風致のエリアにも含まれる武家屋敷である。江戸時代後期（18世紀前半）に藤堂藩から拝領した屋敷で、平成14～17年度にかけて保存整備事業を実施し、文化財活動の拠点として公開・活用を図っているが、近年、茅葺屋根の劣化が著しいため屋根葺き替えの保存修理を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	上野城下町区域における上野天神祭にみる歴史的風致に含まれ、城下町に残された武家屋敷として貴重な歴史的建造物であり、上野天神祭のダンジリ行事において、鬼行列と楼車が入交家住宅前を通り、風致を形成している。江戸期の姿を今に残しながら歴史的景観を形成している建造物を保存修理することにより、その維持と向上に寄与する。

- 198 -

旧 (P197)

新規

資料5

■新旧対照表

新

(P199)

事業番号	No. 10
事業名	伊賀市にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備）に関する PFI 事業
事業主体	伊賀市，株式会社伊賀市にぎわいパートナーズ
事業期間	令和４年度～令和 24 年度 平成 24 年度～令和３年度　【まち巡り拠点施設整備事業（成瀬平馬家長屋門活用事業）
支援事業名	都市構造再編集中支援事業（令和５年度～令和７年度） デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度～）
事業箇所	伊賀市上野丸之内（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置づけ，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）」に基づき，官民が一体で地域資源を面的に捉えたにぎわいづくりを実施する。にぎわいづくりの拠点として市指定有形文化財「旧上野市庁舎」をリノベーションし，交流型図書館を核とする官民複合施設に改修するとともに，まち巡り拠点施設整備事業（事業番号 No. 13）で保存整備工事を実施した市指定有形文化財「成瀬平馬家長屋門」と北側敷地に整備する忍者体験施設と共に一体的な利活用を目指す。 にぎわい忍者回廊のイメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の維持向上すべき歴史的風致の１つである上野天神祭にみる歴史的風致に含まれ，旧上野市庁舎や成瀬平馬家長屋門及び屋敷地の保存・継承を図り，歴史的風致の維持・向上に寄与する。

－ 199 －

旧

(P197)

事業番号	No. 8
事業名	伊賀市にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備）に関する PFI 事業
事業主体	伊賀市，株式会社伊賀市にぎわいパートナーズ
事業期間	令和４年度～令和 24 年度 平成 24 年度～令和３年度　【まち巡り拠点施設整備事業（成瀬平馬家長屋門活用事業）
支援事業名	都市構造再編集中支援事業（令和５年度～令和７年度） デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度～）
事業箇所	伊賀市上野丸之内（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置づけ，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）」に基づき，官民が一体で地域資源を面的に捉えたにぎわいづくりを実施する。にぎわいづくりの拠点として市指定有形文化財「旧上野市庁舎」をリノベーションし，交流型図書館を核とする官民複合施設に改修するとともに，まち巡り拠点施設整備事業（事業番号 No. 13）で保存整備工事を実施した市指定有形文化財「成瀬平馬家長屋門」と北側敷地に整備する忍者体験施設と共に一体的な利活用を目指す。 にぎわい忍者回廊のイメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の維持向上すべき歴史的風致の１つである上野天神祭にみる歴史的風致に含まれ，旧上野市庁舎や成瀬平馬家長屋門及び屋敷地の保存・継承を図り，歴史的風致の維持・向上に寄与する。

－ 197 －

■新旧対照表

新

(P200)

事業番号	No. 11
事業名	登録有形文化財建造物美観向上事業
事業主体	登録文化財所有者
事業期間	令和３年度～令和７年度
支援事業名	文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業
事業箇所	伊賀市域
事業概要	屋根や外観の美観向上事業 上野文化センター（国登録文化財）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国登録有形文化財建造物の美観を向上することにより登録有形文化財そのものの価値を向上させ、城下町や街道の町並みなどの歴史的風致の維持・向上に寄与する。

- 200 -

旧

(P198)

事業番号	No. 9
事業名	登録有形文化財建造物美観向上事業
事業主体	登録文化財所有者
事業期間	令和３年度～令和７年度
支援事業名	文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業
事業箇所	伊賀市域
事業概要	屋根や外観の美観向上事業 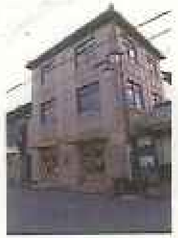 上野文化センター（国登録文化財）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国登録有形文化財建造物の美観を向上することにより登録有形文化財そのものの価値を向上させ、城下町や街道の町並みなどの歴史的風致の維持・向上に寄与する。

- 198 -

資料5

■新旧対照表

新

（P201）

事業番号	No. 12
事業名	ヘリテージマネージャー活動支援事業
事業主体	三重ヘリテージの会（三重県建築士会）・伊賀ヘリテージマネージャーの会
事業期間	平成29年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市全域
事業概要	ヘリテージマネージャーを養成し、登録有形文化財建造物の登録を促進する。 寺村家住宅（国登録） 一乃湯（国登録） 薫楽荘（国登録）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ヘリテージマネージャーを養成することで、伊賀市に所在する建造物に関する価値や魅力、理解を深めることができる。また、登録文化財の意見具申を促進し、市内に登録文化財の増加を図ることで、点在する登録文化財を増やし線で結び新たな観光等の周遊ルートの設定につながる。 伊賀市の建造物に関する理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧

（P199）

事業番号	No. 10
事業名	ヘリテージマネージャー活動支援事業
事業主体	三重ヘリテージの会（三重県建築士会）・伊賀ヘリテージマネージャーの会
事業期間	平成29年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市全域
事業概要	ヘリテージマネージャーを養成し、登録有形文化財建造物の登録を促進する。 寺村家住宅（国登録） 一乃湯（国登録） 薫楽荘（国登録）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ヘリテージマネージャーを養成することで、伊賀市に所在する建造物に関する価値や魅力、理解を深めることができる。また、登録文化財の意見具申を促進し、市内に登録文化財の増加を図ることで、点在する登録文化財を増やし線で結び新たな観光等の周遊ルートの設定につながる。 伊賀市の建造物に関する理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧
（P202）	（P200）

新（P202）

（2）歴史的な町並みの保存・活用に関する方針

事業番号	No.13
事業名	伊賀流空き家バンク事業
事業主体	伊賀市
事業期間	平成27年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市全域
事業概要	市内の空き家情報をストックし、貸したい人、借りたい人、地域内の不動産業者等の連携により空き家の有効活用を図る。 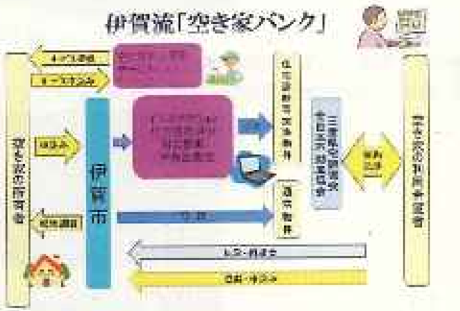
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	空き家活用時に歴史的町並みや周辺環境、景観の保全等に関する情報提供や啓発を行うことで、市民意識の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧（P200）

（2）歴史的な町並みの保存・活用に関する方針

事業番号	No.11
事業名	伊賀流空き家バンク事業
事業主体	伊賀市
事業期間	平成27年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市全域
事業概要	市内の空き家情報をストックし、貸したい人、借りたい人、地域内の不動産業者等の連携により空き家の有効活用を図る。 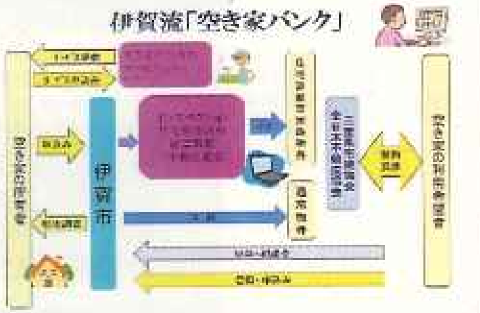
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	空き家活用時に歴史的町並みや周辺環境、景観の保全等に関する情報提供や啓発を行うことで、市民意識の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧
(P203)	(P201)

新（P203）

事業番号	No. 14
事業名	松生家活用事業
事業主体	株式会社まちづくり伊賀上野
事業期間	平成 21 年度～令和７年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市上野西町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	飲食店や観光案内所を兼ね備えた複合施設「西町や　かなや」の名称で 10 月リニューアルオープン。地元食材を使った品々を提供し、街の魅力を発信する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家活用の先進事例として市民をはじめ内外に発信することにより、歴史的町並みや周辺環境、景観の保全等に関する市民意識の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧（P201）

事業番号	No. 12
事業名	松生家活用事業
事業主体	株式会社まちづくり伊賀上野
事業期間	平成 21 年度～令和７年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市上野西町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	飲食店や観光案内所を兼ね備えた複合施設「西町や　かなや」の名称で 10 月リニューアルオープン。地元食材を使った品々を提供し、街の魅力を発信する。 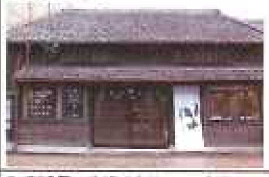
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家活用の先進事例として市民をはじめ内外に発信することにより、歴史的町並みや周辺環境、景観の保全等に関する市民意識の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧
(P204)	(P202)

新(P204)

事業番号	No. 15
事業名	まち巡り拠点施設整備事業（成瀬平馬屋敷門活用事業）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成24年度～令和3年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） （平成24年度～平成27年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （平成29～令和2年度）
事業箇所	伊賀市上野丸之内（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	成瀬平馬家長屋門（文久年間）及び成瀬平馬家屋敷跡を活用し、まち巡り拠点の整備を行う。 なお、本事業により保存整備工事が実施された成瀬平馬家長屋門は、伊賀市にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備等）に関するPFI事業（令和4年度～令和24年度）において整備される忍者体験施設と共に一体的な利活用を目指している。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	成瀬平馬屋敷門は、文久年間に建立された現存する数少ない武家の長屋門である。平成29年3月に伊賀市指定有形文化財（建造物）に指定され、文化財的に価値の高い当該施設を整備することにより、町並みや景観の保全を図り、市民意識の向上と価値観の共有を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧(P202)

事業番号	No. 13
事業名	まち巡り拠点施設整備事業（成瀬平馬屋敷門活用事業）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成24年度～令和3年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） （平成24年度～平成27年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （平成29～令和2年度）
事業箇所	伊賀市上野丸之内（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	成瀬平馬家長屋門（文久年間）及び成瀬平馬家屋敷跡を活用し、まち巡り拠点の整備を行う。 なお、本事業により保存整備工事が実施された成瀬平馬家長屋門は、伊賀市にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備等）に関するPFI事業（令和4年度～令和24年度）において整備される忍者体験施設と共に一体的な利活用を目指している。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	成瀬平馬屋敷門は、文久年間に建立された現存する数少ない武家の長屋門である。平成29年3月に伊賀市指定有形文化財（建造物）に指定され、文化財的に価値の高い当該施設を整備することにより、町並みや景観の保全を図り、市民意識の向上と価値観の共有を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新

（P205）

事業番号	No. 16
事業名	修景助成事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成28年度～令和７年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	伊賀市景観計画に基づく重点景観地区　他 （重点区域　上野城下町区域）
事業概要	重点景観地区で、景観形成基準に合致した、建築物、工作物の新築、改築、模様替えに対し助成を行う。また、「景観法」に基づく景観重要建造物及び「伊賀市ふるさと風景づくり条例」に基づく景観形成対象物について助成を行う。 景観重要建造物（明覚寺　鐘楼門）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的町並みや周辺環境、景観を保全整備することにより、市民意識の向上と価値観の共有を図り歴史的な町並みの保存及び修景に寄与する。

旧

（P203）

事業番号	No. 14
事業名	修景助成事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成28年度～令和７年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	伊賀市景観計画に基づく重点景観地区　他 （重点区域　上野城下町区域）
事業概要	重点景観地区で、景観形成基準に合致した、建築物、工作物の新築、改築、模様替えに対し助成を行う。また、「景観法」に基づく景観重要建造物及び「伊賀市ふるさと風景づくり条例」に基づく景観形成対象物について助成を行う。 景観重要建造物（明覚寺　鐘楼門）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的町並みや周辺環境、景観を保全整備することにより、市民意識の向上と価値観の共有を図り歴史的な町並みの保存及び修景に寄与する。

■新旧対照表

新

(P206)

事業番号	No.17
事業名	芭蕉翁生家施設改修整備事業（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成30年度～令和4年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	上野赤坂町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	老朽化により傾斜が著しい市指定史跡芭蕉翁生家の建物修理及び耐震改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財的価値も高い当該施設を整備することにより、町並みや景観の保全を図り、市民意識の向上と価値観の共有を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 206 -

旧

(P204)

事業番号	No.15
事業名	芭蕉翁生家施設改修整備事業（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成30年度～令和4年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	上野赤坂町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	老朽化により傾斜が著しい市指定史跡芭蕉翁生家の建物修理及び耐震改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財的価値も高い当該施設を整備することにより、町並みや景観の保全を図り、市民意識の向上と価値観の共有を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 204 -

■新旧対照表

新

(P207)

事業番号	No. 18
事業名	古民家等再生活用事業（継続）
事業主体	伊賀市、特別目的会社
事業期間	令和元年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	モデル地区選定エリア：伊賀上野城下町ホテル（上野東部、西部、南部地域） 対象地域：伊賀市全域
事業概要	伊賀市は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂藩の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきた。このような地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉や横光利一のふるさととして、また、歴史的建造物が軒を並べている。 これらの歴史的資源を活用した観光まちづくりを進め、空き家の発生の予防と有効活用、中心市街地と農山村地域の賑わいと移住者増加を目指すとともに、官民連携した観光振興・産業振興に取り組み、ひとが輝く、地域が輝くまちづくりを目指す。 1．事業 ①平成31年度（令和元年度）（2019）事業 ○第1期開発 ・栄楽館改修工事：有形登録文化財を宿泊施設及びレストランに整備する ・特別目的会社による古民家等2棟を宿泊施設等に整備する ②令和2年度（2020）事業 ・栄楽館及び古民家2棟を伊賀上野城下町ホテルとしてOPEN ○第2期以降開発 ・民間資本を活用し、古民家等再生活用指針（令和元年6月策定）に基づき、特別目的会社が古民家等の整備を順次進め、歴史的資源を活用した観光まちづくりを行う。

- 207 -

旧

(P205)

事業番号	No. 16
事業名	古民家等再生活用事業（継続）
事業主体	伊賀市、特別目的会社
事業期間	令和元年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	モデル地区選定エリア：伊賀上野城下町ホテル（上野東部、西部、南部地域） 対象地域：伊賀市全域
事業概要	伊賀市は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂藩の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきた。このような地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉や横光利一のふるさととして、また、歴史的建造物が軒を並べている。 これらの歴史的資源を活用した観光まちづくりを進め、空き家の発生の予防と有効活用、中心市街地と農山村地域の賑わいと移住者増加を目指すとともに、官民連携した観光振興・産業振興に取り組み、ひとが輝く、地域が輝くまちづくりを目指す。 1．事業 ①平成31年度（令和元年度）（2019）事業 ○第1期開発 ・栄楽館改修工事：有形登録文化財を宿泊施設及びレストランに整備する ・特別目的会社による古民家等2棟を宿泊施設等に整備する ②令和2年度（2020）事業 ・栄楽館及び古民家2棟を伊賀上野城下町ホテルとしてOPEN ○第2期以降開発 ・民間資本を活用し、古民家等再生活用指針（令和元年6月策定）に基づき、特別目的会社が古民家等の整備を順次進め、歴史的資源を活用した観光まちづくりを行う。

- 205 -

■新旧対照表

新

（P208）

2．基本コンセプト

積み重ねてきた歴史文化を感じられる「伊賀流ステイ」

3．活用イメージ

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町を形成する歴史的建造物を宿泊施設等にリノベーションすることにより、町並みとその景観の保全を図りながら、市民をはじめ、多くの観光客に利活用されることが歴史的・文化的資産の保存につながり歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧

（P206）

2．基本コンセプト

積み重ねてきた歴史文化を感じられる「伊賀流ステイ」

3．活用イメージ

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町を形成する歴史的建造物を宿泊施設等にリノベーションすることにより、町並みとその景観の保全を図りながら、市民をはじめ、多くの観光客に利活用されることが歴史的・文化的資産の保存につながり歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P209)

（3）歴史的遺産の周辺環境に関する方針

事業番号	No. 19
事業名	ポケットパーク整備事業（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成28年度～令和元年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成28年度～令和元年度）
事業箇所	伊賀市上野東町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	重点区域内において歴史的町並みに配慮したポケットパーク・広場の整備を行う。 全景 近景 夜景
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ポケットパークを整備することにより、城下町の居住空間の改善を図り、観光・交流促進・情報発信等の事業との連携で回遊性を高め、文化財や歴史的町並み、景観に触れる機会を増やし、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧

(P207)

（3）歴史的遺産の周辺環境に関する方針

事業番号	No. 17
事業名	ポケットパーク整備事業（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成28年度～令和元年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成28年度～令和元年度）
事業箇所	伊賀市上野東町（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	重点区域内において歴史的町並みに配慮したポケットパーク・広場の整備を行う。 全景 近景 夜景
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ポケットパークを整備することにより、城下町の居住空間の改善を図り、観光・交流促進・情報発信等の事業との連携で回遊性を高め、文化財や歴史的町並み、景観に触れる機会を増やし、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧
(P210)	(P208)

新（P210）

事業番号	No. 20
事業名	道路美装化事業（上野城下町区域）（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成20年度～令和3年度
支援事業名	街なみ環境整備事業費補助金（平成20年度～平成22年度） 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） （平成23年度～平成27年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成28年度～令和2年度）
事業箇所	伊賀市上野愛宕町　他　（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	上野天神祭におけるだんじり及び鬼行列の巡行路線を中心に、道路の景色アスファルト舗装及び側溝改修を行う。 施工前 → 施工後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	道路美装化事業で歩行者空間を整備することにより、城下町の居住空間の改善を図り、観光・交流促進・情報発信等の事業との連携で回遊性を高め、文化財や歴史的町並み、景観に触れる機会を増やし、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 210 -

旧（P208）

事業番号	No. 18
事業名	道路美装化事業（上野城下町区域）（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成20年度～令和3年度
支援事業名	街なみ環境整備事業費補助金（平成20年度～平成22年度） 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） （平成23年度～平成27年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成28年度～令和2年度）
事業箇所	伊賀市上野愛宕町　他　（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	上野天神祭におけるだんじり及び鬼行列の巡行路線を中心に、道路の景色アスファルト舗装及び側溝改修を行う。 施工前 → 施工後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	道路美装化事業で歩行者空間を整備することにより、城下町の居住空間の改善を図り、観光・交流促進・情報発信等の事業との連携で回遊性を高め、文化財や歴史的町並み、景観に触れる機会を増やし、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 208 -

■新旧対照表

新

（P211）

事業番号	No. 21
事業名	上野公園園路整備事業（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	令和３年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市上野丸之内（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	上野公園（国史跡上野城跡と重複）内において、全ての人が歩きやすい園路整備のため、景観に配慮した洗い出しコンクリートや擬影石を用い舗装を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	上野公園園路整備事業により、国史跡上野城跡内の歩行者空間を整備することにつながり、地下遺構や景観に配慮した施工方法により、史跡と周辺の景観に触れる機会を増やし、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧

（P209）

事業番号	No. 19
事業名	上野公園園路整備事業（完了）
事業主体	伊賀市
事業期間	令和３年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市上野丸之内（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	上野公園（国史跡上野城跡と重複）内において、全ての人が歩きやすい園路整備のため、景観に配慮した洗い出しコンクリートや擬影石を用い舗装を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	上野公園園路整備事業により、国史跡上野城跡内の歩行者空間を整備することにつながり、地下遺構や景観に配慮した施工方法により、史跡と周辺の景観に触れる機会を増やし、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧
(P212) [see below]	(P223) 新規

新 (P212)

事業番号	No.22
事業名	緊急自然災害防止対策事業　市道阿保羽根線水路改修工事
事業主体	伊賀市
事業期間	令和6年度　～　令和8年度
支援事業名	緊急自然災害防止対策事業
事業箇所	伊賀市　阿保　地内
事業概要	市道阿保羽根線（初瀬街道）と平行して流れるこの水路は、雨水排水の機能に加え、防火用水や生活排水としての機能を兼ね備えた多目的水路となっている。 現在の水路形状としては、昔ながらの空石積みの水路となっており、近年の水路の老朽化による崩れにより、隣接する道路や宅地の陥没の原因となっていることにから水路の改修を行うものである。 このエリアは伊賀市歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定されていることから、無機質なコンクリート2次製品水路を並べるのではなく、景観に配慮するため既設石積みをそのまま利用し、目地補修や護岸コンクリートを施すことで昔ながらの町並みの景観に配慮する。 石積み水路補修　延長L=420m
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	初瀬街道の阿保宿は江戸時代に上野、名張とともに藤堂藩から商工業を許された町として大いに栄え、その名残は伊勢講の札や酒造所をはじめ歴史的な建造物が残り、街道の両側を流れる水路は、宿場町の風情を形成しており、宿場町の景観を維持することとなる。

- 212 -

旧 (P223)

新規

■新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>(P213)

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>No. 33</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td>旧青山支所等跡地整備事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td>伊賀市</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td>２０２４（R６）～２０２５（R７）</td></tr>
<tr><td>交付事業名</td><td></td></tr>
<tr><td>事業箇所</td><td>大村神社と初瀬街道阿保宿</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>大村神社と初瀬街道阿保宿区域内で２０２２（令和４）年度に解体撤去した旧青山支所庁舎等の跡地について、明治期に植樹され地域のシンボルツリーになっているケヤキの大木を中心に周辺住民の憩いの場となる緑地と、周辺公共施設の駐車場機能を備える場としての整備を行う。
この場所は初瀬街道に近く、例年「No.23 初瀬街道まつりイベント支援事業」における主会場として利用される場所であることから、イベント開催にも活用しやすいよう整備を行う。
また、整備範囲において案内板等を設置する際は「No.25 道標・街道案内板等整備事業」で初瀬街道周辺に設置される案内板等と統一性を持ったデザインとする。</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td>当事業の整備範囲は、大村神社と初瀬街道阿保宿区域内に位置しており、初瀬街道まつりや案内板整備等の各種事業と連携を図ることで、区域全体の景観の維持と統一感の向上に繋がる。</td></tr>
</table>

- 213 -</td>
<td>(P223)

新規</td></tr>
</table>

資料5

■新旧対照表

新	旧
(P214)	(P210)

新 (P214)

（4）市民意識の向上と、歴史文化を継承する担い手の育成の方針

事業番号	No. 34
事業名	上野天神祭のダンジリ行事　民俗文化財伝承・活用等事業 （保存事業）（継続）
事業主体	上野文化美術保存会（平成28年～）
事業期間	平成15年度～令和7年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	伊賀市上野東町ほか（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	重要無形民俗文化財上野天神祭のダンジリ行事に使用する用具等の修理、復元新調等を実施する。 （実施例：上野新町楼車見送幕復元新調　平成25～27年度） 原画（一部分） 刺繍の様子（一部分）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	上野天神祭のダンジリ行事に使用する用具等の修理、復元新調等を行うことで、祭りを後世に伝承することにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 214 -

旧 (P210)

（4）市民意識の向上と、歴史文化を継承する担い手の育成の方針

事業番号	No. 20
事業名	上野天神祭のダンジリ行事　民俗文化財伝承・活用等事業 （保存事業）（継続）
事業主体	上野文化美術保存会（平成28年～）
事業期間	平成15年度～令和7年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	伊賀市上野東町ほか（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	重要無形民俗文化財上野天神祭のダンジリ行事に使用する用具等の修理、復元新調等を実施する。 （実施例：上野新町楼車見送幕復元新調　平成25～27年度） 原画（一部分） 刺繍の様子（一部分）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	上野天神祭のダンジリ行事に使用する用具等の修理、復元新調等を行うことで、祭りを後世に伝承することにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 210 -

■新旧対照表

新

(P215)

事業番号	No. 25
事業名	上野天神祭のダンジリ行事　民俗文化財伝承･活用等事業（活用事業）（継続）
事業主体	上野文化美術保存会
事業期間	平成 15 年度～令和 7 年度
支援事業名	地域文化財総合活性化事業（平成 27 年度～）
事業箇所	伊賀市上野丸之内ほか（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	小学生を対象にふるさと学習会を開催し、上野天神祭の歴史を学んだり、お囃子を体験したりする。 だんじり会館にて学習会 お囃子体験
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ふるさと学習会で上野天神祭の歴史を学んだり、お囃子を体験したりすることで、上野天神祭に関心をもち、後継者を育成し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧

(P211)

事業番号	No. 21
事業名	上野天神祭のダンジリ行事　民俗文化財伝承･活用等事業（活用事業）（継続）
事業主体	上野文化美術保存会
事業期間	平成 15 年度～令和 7 年度
支援事業名	地域文化財総合活性化事業（平成 27 年度～）
事業箇所	伊賀市上野丸之内ほか（重点区域　上野城下町区域）
事業概要	小学生を対象にふるさと学習会を開催し、上野天神祭の歴史を学んだり、お囃子を体験したりする。 だんじり会館にて学習会 お囃子体験
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ふるさと学習会で上野天神祭の歴史を学んだり、お囃子を体験したりすることで、上野天神祭に関心をもち、後継者を育成し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P216)

事業番号	No.26
事業名	勝手神社の神事踊　民俗文化財伝承・活用等事業（保存事業）
事業主体	勝手神社神事踊保存会
事業期間	令和５年度～
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市山畑
事業概要	勝手神社の神事踊で使用する用具等の修理、復元新調等を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	勝手神社の神事踊に使用する用具等の修理、復元新調等を行うことで、祭りを後世に伝承することにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 216 -

旧

(P　　)

新規

■新旧対照表

新

（P217）

事業番号	No.27
事業名	大村神社例大祭　民俗文化財伝承・活用等事業（未実施）
事業主体	西宮本獅子舞保存会（阿保西部区）・獅子舞保存会（阿保東部区）・東部の会
事業期間	平成16年～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市阿保西部区・阿保東部区（重点区域　大村神社と初瀬街道阿保宿　区域）
事業概要	大村神社例大祭獅子舞・神輿・山車で使用する用具等の修理、復元新調等を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大村神社例大祭に使用する用具等の修理、復元新調等を行うことで、祭りを後世に伝承することにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 217 -

旧

（P212）

事業番号	No.22
事業名	大村神社例大祭　民俗文化財伝承・活用等事業（未実施）
事業主体	西宮本獅子舞保存会（阿保西部区）・獅子舞保存会（阿保東部区）・東部の会
事業期間	平成16年～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市阿保西部区・阿保東部区（重点区域　大村神社と初瀬街道阿保宿　区域）
事業概要	大村神社例大祭獅子舞・神輿・山車で使用する用具等の修理、復元新調等を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大村神社例大祭に使用する用具等の修理、復元新調等を行うことで、祭りを後世に伝承することにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 212 -

■新旧対照表

新	旧
（P218）	（P213）

新（P218）

事業番号	No. 28
事業名	初瀬街道まつりイベント支援事業（継続）
事業主体	初瀬街道まつり実行委員会・伊賀市
事業期間	平成17年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市阿保周辺（重点区域　大村神社と初瀬街道阿保宿　区域）
事業概要	獅子舞・和太鼓演奏・灘籠かき体験などのイベント、たわらや参宮講看板・阿保宿旧旅籠の展示・行燈・水車等の展示、初瀬街道ウォークやスタンプラリーなどの実施を支援する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	平成18年から毎年3月の催しとして定着し、毎年、地区住民だけでなく市内外からも多くの人が訪れる。江戸時代の阿保宿を感じながら、今の阿保地区振興にも寄与する行事となっており、歴史的風致を活かした取組みへの支援として効果が期待できる。

旧（P213）

事業番号	No. 23
事業名	初瀬街道まつりイベント支援事業（継続）
事業主体	初瀬街道まつり実行委員会・伊賀市
事業期間	平成17年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	伊賀市阿保周辺（重点区域　大村神社と初瀬街道阿保宿　区域）
事業概要	獅子舞・和太鼓演奏・灘籠かき体験などのイベント、たわらや参宮講看板・阿保宿旧旅籠の展示・行燈・水車等の展示、初瀬街道ウォークやスタンプラリーなどの実施を支援する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	平成18年から毎年3月の催しとして定着し、毎年、地区住民だけでなく市内外からも多くの人が訪れる。江戸時代の阿保宿を感じながら、今の阿保地区振興にも寄与する行事となっており、歴史的風致を活かした取組みへの支援として効果が期待できる。

■新旧対照表

新

(P219)

（５）歴史的風致を活用した観光・交流促進・情報発信に関する方針

事業番号	No. 29
事業名	文化財説明看板設置事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成 16 年～令和７年度
支援事業名	市単独事業・国補助
事業箇所	伊賀市全域
事業概要	市内に所在する指定等文化財について、説明看板の新設・改修・修繕を実施する。（実施例）俳聖殿 日本遺産「忍者の里　伊賀・甲賀―リアル忍者を求めて」のストーリーに基づいた構成文化財（伊賀市域に所在する忍者ゆかりの国・県・市指定文化財（史跡等）や埋蔵文化財包蔵地（中世城館等）の誘導・案内、説明看板等を設置する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の文化財に関する説明看板を設置することによって、市の歴史や文化財等に関する理解を深めるとともに、文化財の価値や魅力、歴史などを広く周知することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。また、日本遺産の忍者ゆかりのストーリーに組み込まれた構成文化財は、市域全域に所在する指定文化財や中世城館等であり、こうした歴史的・文化的資産の理解を深めるとともに、忍者の魅力、歴史などを広く周知することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 219 -

旧

(P214)

（５）歴史的風致を活用した観光・交流促進・情報発信に関する方針

事業番号	No. 24
事業名	文化財説明看板設置事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業期間	平成 16 年～令和７年度
支援事業名	市単独事業・国補助
事業箇所	伊賀市全域
事業概要	市内に所在する指定等文化財について、説明看板の新設・改修・修繕を実施する。（実施例）俳聖殿 日本遺産「忍者の里　伊賀・甲賀―リアル忍者を求めて」のストーリーに基づいた構成文化財（伊賀市域に所在する忍者ゆかりの国・県・市指定文化財（史跡等）や埋蔵文化財包蔵地（中世城館等）の誘導・案内、説明看板等を設置する。 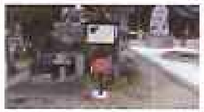
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伊賀市の文化財に関する説明看板を設置することによって、市の歴史や文化財等に関する理解を深めるとともに、文化財の価値や魅力、歴史などを広く周知することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。また、日本遺産の忍者ゆかりのストーリーに組み込まれた構成文化財は、市域全域に所在する指定文化財や中世城館等であり、こうした歴史的・文化的資産の理解を深めるとともに、忍者の魅力、歴史などを広く周知することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

- 214 -

■新旧対照表

新

（P219）

事業番号	No. 30
事業名	宿場・街道案内板等整備事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業期間	令和２年度～令和７年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	上野城下町区域・大和街道と島ヶ原宿区域・初瀬街道と阿保宿区域・伊賀市全域
事業概要	伊賀市は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂藩の城下町や伊勢神宮への参宮客の宿場町として栄えてきた。 江戸期に上野城下町と伊賀八宿と呼ばれる宿場町が藤堂藩により整備され、両者の発展に大きく寄与してきた。 宿場町の歴史的な経緯などを記した案内板を設置し、城下町と街道・宿場の歴史的なつながりと発展してきた経緯が感じられるよう取り組む。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	、江戸期の整備された街道と宿場町の町並みや景観の保全を図りながら、市民をはじめ、多くの観光客が利活用することにより歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧

（P215）

事業番号	No. 25
事業名	宿場・街道案内板等整備事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業期間	令和２年度～令和７年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	上野城下町区域・大和街道と島ヶ原宿区域・初瀬街道と阿保宿区域・伊賀市全域
事業概要	伊賀市は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂藩の城下町や伊勢神宮への参宮客の宿場町として栄えてきた。 江戸期に上野城下町と伊賀八宿と呼ばれる宿場町が藤堂藩により整備され、両者の発展に大きく寄与してきた。 宿場町の歴史的な経緯などを記した案内板を設置し、城下町と街道・宿場の歴史的なつながりと発展してきた経緯が感じられるよう取り組む。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	江戸期の整備された街道と宿場町の町並みや景観の保全を図りながら、市民をはじめ、多くの観光客が利活用することにより歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧
(P227)	(P222)

新 (P227)

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
34	国登録	上野市駅舎		大正	木造	伊賀市	令和4年3月25日認定
35	未指定	旧廣部邸		江戸	木造	企業	令和4年3月25日認定
36	未指定	柴田家住宅		大正	木造	個人	令和4年3月25日認定
37	国登録	[illegible]家住宅		明治	木造	個人	

6．歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
38	未指定	阿保西部の常夜燈		江戸	石造	阿保地区	
39	未指定	阿保東部の常夜燈	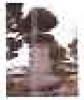	江戸	石造	阿保地区	
40	未指定	長屋門・蔵・石垣門		江戸 昭和	木造	伊賀市	

旧 (P222)

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
34	国登録	上野市駅舎		大正	木造	伊賀市	令和4年3月25日認定
35	未指定	旧廣部邸		江戸	木造	企業	令和4年3月25日認定
36	未指定	柴田家住宅	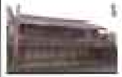	大正	木造	個人	令和4年3月25日認定

6．歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
37	未指定	阿保西部の常夜燈		江戸	石造	阿保地区	
38	未指定	阿保東部の常夜燈		江戸	石造	阿保地区	
39	未指定	長屋門・蔵・石垣門		江戸 昭和	木造	伊賀市	

■新旧対照表

新	旧
(P228)	(P223)

新

(P228)

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
41	未指定	井本[illegible]		江戸	木造	個人	
42	未指定	明覚寺鐘楼門		江戸	木造	法人	
43	未指定	森川家住宅		明治	木造	個人	
44	未指定	[illegible]亭		昭和	木造	伊賀市	
45	未指定	[illegible]		昭和	木造	伊賀市	

旧

(P223)

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
40	未指定	井本[illegible]		江戸	木造	個人	
41	未指定	[illegible]家住宅		明治	木造	個人	
42	未指定	明覚寺鐘楼門		江戸	木造	法人	
43	未指定	森川家住宅		明治	木造	個人	
44	未指定	[illegible]亭		昭和	木造	伊賀市	

■新旧対照表

新	旧
(P229) 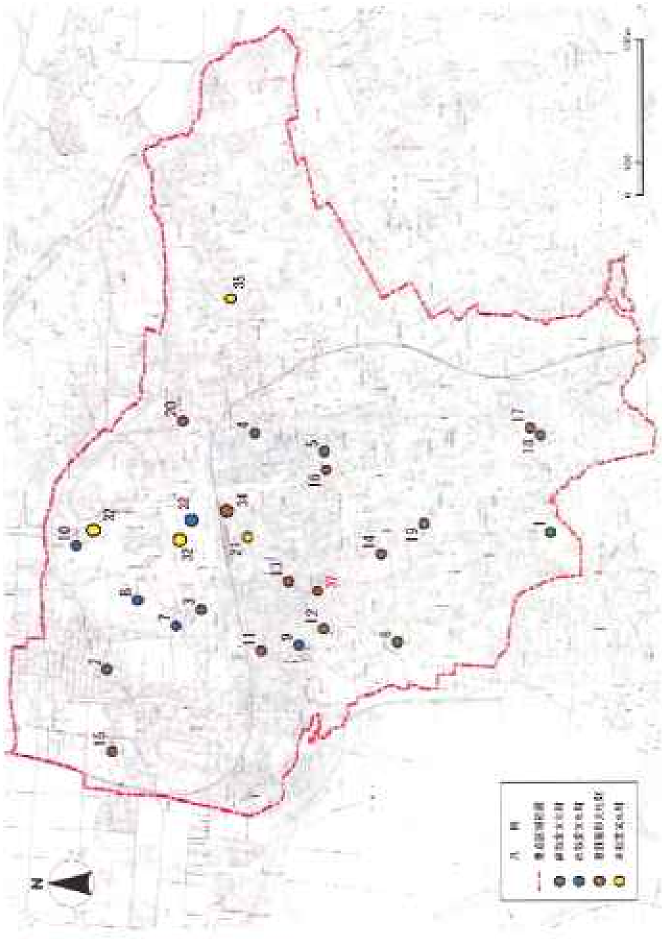 - 229 -	(P224) 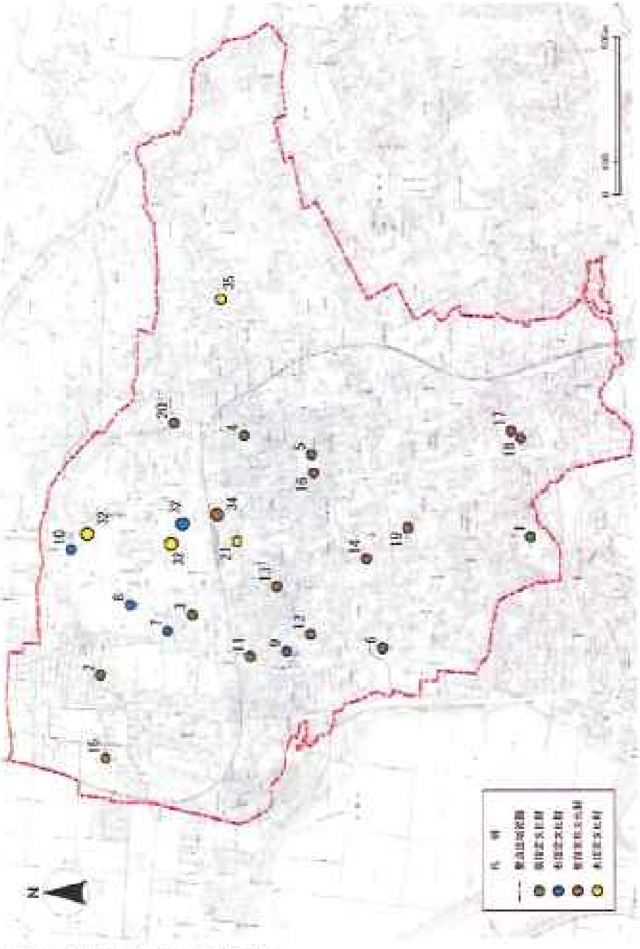 - 224 -

■新旧対照表

新	旧
(P230) 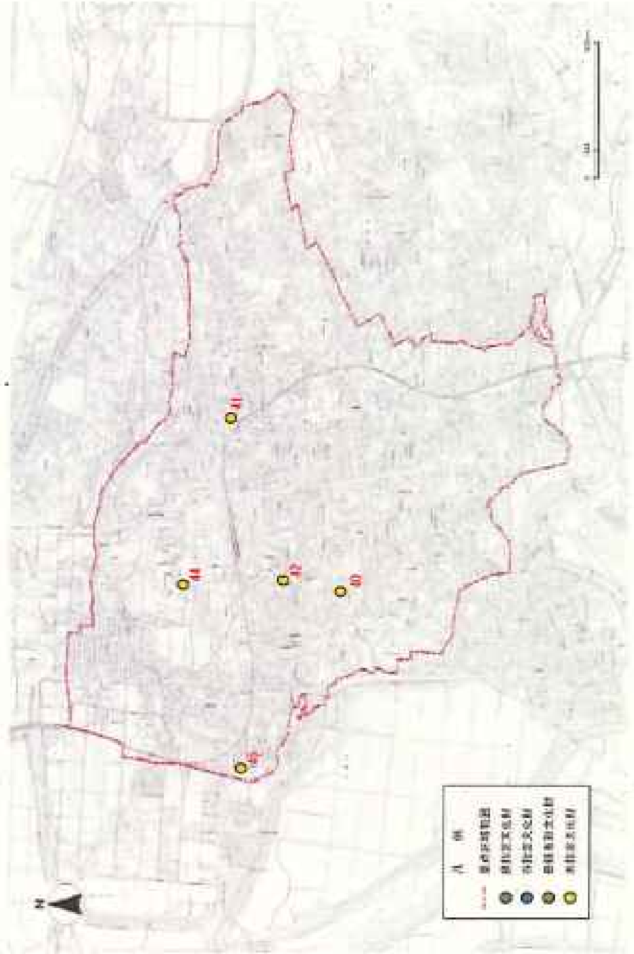 図 歴史的風致形成建造物の指定候補 位置図 上野城下町地区 - 230 -	(P223) 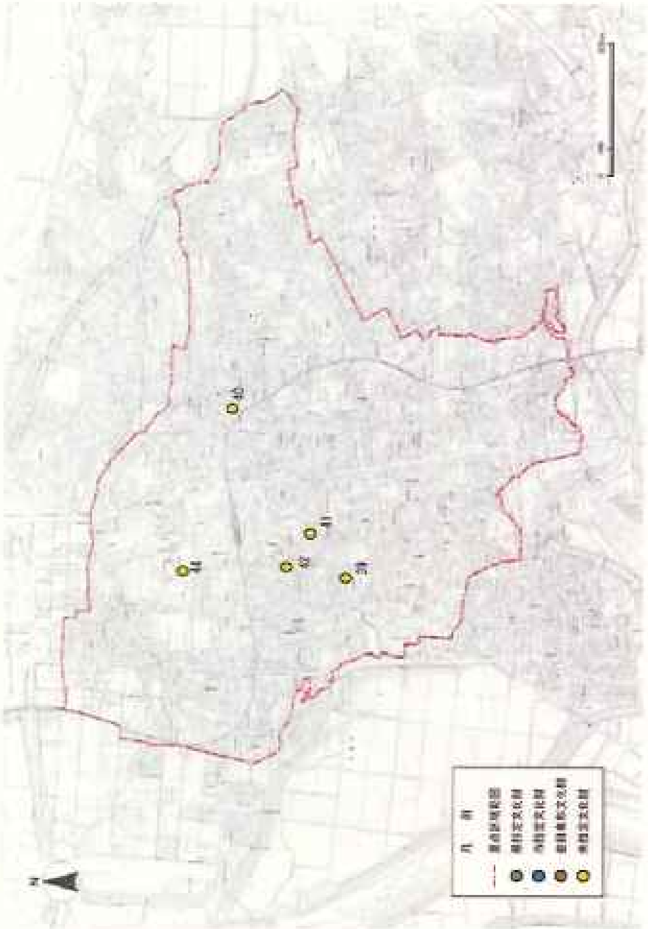 図 歴史的風致形成建造物の指定候補 位置図 上野城下町地区 - 223 -

■新旧対照表

新	旧
（P232）	（P227）
- 232 -	- 227 -